

川越市教育委員会第10回定例会会議録

- 1 会議の場所 川越市教育委員会 教育委員会室
- 2 開 会 平成25年12月25日 午後3時30分
- 3 閉 会 平成25年12月25日 午後4時25分
- 4 出席委員 梶川牧子、長谷川 均、原田由美、長井良憲、伊藤 明
- 5 欠席委員 なし
- 6 委員長の職務を行った者 委員長梶川牧子
- 7 説明のため出席した者 教育総務部長横田 隆、学校教育部長新保正俊、教育総務部副部長兼教育財務課長円城寺実、教育総務部参事兼地域教育支援課長芹沢雅一、教育総務部参事兼中央公民館長大嶋美紀夫、学校教育部参事兼教育指導課長佐野 勝、学校教育部参事兼教育センター所長福島正美、教育総務課長川合俊也、文化財保護課長忽滑谷達夫、中央図書館長澤田勝弘、博物館長田中 信、学校給食課長岩澤義明、市立川越高等学校事務長御菩薩池和良、学校管理課副参事内野博紀、都市景観課長加藤忠正

8 前回会議録の承認

平成25年度第9回定例会会議録を承認した。

9 議題及び議事の概要

日程第1議案第37号 川越市立小・中学校用教科用図書の採択に関する規則を定めることについて

参事兼教育指導課長

本市が埼玉県教科用図書第9採択地区として小学校及び中学校用教科用図書の単独採択を実施することに伴い、採択に関し必要な事項を定めようとするものであり、施行期日を公布の日からとしようとするものである。

なお、意見公募手続きについては川越市意見公募手続条例第3条第8号に該当し、意見公募の手続きは要しないものである。

委 員

本市が単独採択を実施するメリット及びデメリットについて伺いたい。

参事兼教育指導課長

メリットとしては、本市の児童生徒の実態に即し、有効且つ適切な教科書を採択できることである。また、デメリットとしては、教科書の選定における選定委員及び専門員については本市のみの委員構成となるため、協議及び検討における重要度が増加することである。

委 員

選定委員会の委員について、小学校用教科用図書選定委員会は、「市立小学校長

の代表5人以内」、中学校用教科用図書選定委員会は、「市立中学校長の代表5人以内」とあるが、「5人以内」とは本市独自のものなのか伺いたい。

参事兼教育指導課長

県からの採択基準等に関する通知に基づくものである。

委員

専門員の任命においては、「校長及び教員の中から、教科ごとに4人以上7人以下の範囲内」とあるが、これも県の通知によるものか。

参事兼教育指導課長

本市が独自に設定したものであり、教科ごとに専門性を有するものを人選することを踏まえると適当な人数であると判断したものである。なお、従前に実施してきた専門員は教科ごとに5名を任命していた。

委員

専門員の意見は、選定委員会に反映されるものと考えてよろしいか。

参事兼教育指導課長

専門員会において、教科ごとに各専門員の調査研究の結果をとりまとめ選定委員会に報告し反映させていくことを考えている。

委員

同じ業者の教科書が長期間使用されている場合もあると思うが、定評の高さも選定においては重視するのか。

参事兼教育指導課長

選定基準として、児童生徒の実態に即しており、基礎的・基本的な知識、技能の習得並びに思考力、判断力及び表現力等の育成ができる内容となっているものを選定することとしている。結果的に定評の高い教科書となる場合も考えられるが、あくまでも基準に基づき選定するものである。

委員

単独採択を実施することとなった経緯と理由について伺いたい。

参事兼教育指導課長

文部科学省より平成24年9月28日付けで教科書採択の改善についての通知があり、採択地区がより適切なものとなるよう努めることが示された。これまでの採択地区においては他市も含まれていたため、それぞれの意向を考慮する必要があったが、単独採択では他市の意向にとらわれることなく本市の実情を踏まえた選定が可能となることから実施するものである。

委員

単独採択の実施において、従前の採択方法と異なる点について伺いたい。

参事兼教育指導課長

従前と異なる点は、選定委員及び専門員が全て本市の教員等になることであり、

より本市の実態に合った採択が可能となるものである。

委員

単独採択における採択までの流れは、専門員会の検討結果を選定委員会に報告し、選定委員会は推薦すべき教科書を教育委員会に報告し、最終的に教育委員会において採択するとのことであるが、この点において従前と異なる内容はあるのか伺いたい。

学校教育部長

採択の過程については、従前における地区採択協議会と異なる点はない。ただし、今後は選定委員及び専門員が本市のみの教員等から構成されるため選定における責任がより深まるものとする。

委員

選定委員は、教育委員会が任命するものとあるが、任命の基準について伺いたい。

参事兼教育指導課長

校長の中から人選するものであるが、教育課程や地域の実態等を良く理解しており、教科について高い専門性を持つものを任命していきたい。

委員

任命にあたっては、明確な基準があるものと理解してよろしいか。

参事兼教育指導課長

明確な基準はないが、これまでの実績や経験を踏まえて任命していきたい。

委員

選定委員会は、種目ごとに教育委員会に推薦すべき教科書として、所定の期日までに、報告書を添えて、教育委員会に報告するとのことだが、報告の内容について伺いたい。

参事兼教育指導課長

教育委員会に推薦すべき教科書を選定委員会において選定した理由が明確に分かる内容の報告を行ってほしい。

委員

単独採択においては、検討の内容として地域性が重視されるものと思われるが、地域性についての具体的な内容について伺いたい。

参事兼教育指導課長

地域性の具体的な内容については、児童生徒の実態に即したものを検討することと考える。

委員

地域性については、本市の歴史や文化をより反映したものを選定することも考えられるがいかがか。

参事兼教育指導課長

教科書においては川越に特化したものは無いため教科書採択において考慮することは困難であるが、副読本において本市の歴史や文化を学習できるものを現在使用しており、さらに充実できるよう努めていきたい。

委員

従前と比較して向上するものがあるために、単独採択を実施するものとするか考えるか。

参事兼教育指導課長

単独採択では、選定過程において専門員等の相当な研究が必要となることから、結果的に教員の質の向上につながり、さらに授業等に生かされればと考えている。

委員

保護者の意見を求めるとあるが、具体的な内容について伺いたい。

参事兼教育指導課長

教科書展示会を開催しており、そこでアンケートにより保護者の意見を集約していきたい。

委員

教科書展示会では多数の教科書があるため、全てを見て意見を求めるのは困難なものとするか、保護者からどのような意見を求めているのか。

学校教育部長

全ての教科書を見て専門的な意見を求めるのは困難なものとするか、どのような教育をしてほしいとか、どのような教科書を使ってほしいなどの意見をいただければと考えている。なお、単独採択においては国の採択地区細分化の方針の基に推進しているものであり、本市の実情に合ったもので学力が向上できる教科書を選定するよう十分な調査や意見を踏まえながら実施していきたい。

(全員異議なく原案どおり決定)

日程第2議案第38号 川越市立図書館協議会委員を委嘱することについて

(非公開)

日程第3議案第39号 川越市川越伝統的建造物群保存地区保存計画の一部を変更することについて

都市景観課長

川越市伝統的建造物群保存地区保存条例の規定に基づき、伝統的建造物として新たに3箇所4件を特定するため同計画の一部を変更しようとするものである。

川越市伝統的建造物群保存地区内において伝統的建造物として特定することについて同意が得られた、小鹿野家(幸町15番地13)、金大・金大土蔵(幸町1番地5)における2件及び中市本店(幸町5番地2)の合わせて4件を同計画に追加しようとするものである。

小鹿野家は、伝統的建造物群保存地区内にある「時の鐘」から東に2軒目の木造

2階建ての真壁造り町屋であり、所有者への聞き取りによると昭和9年に建築されたとのことである。また、明治35年の埼玉県営業便覧では、「穀商小鹿野豊吉」と記されており、小鹿野家は、この地で穀物問屋を営み、昭和9年に建て替えた建物が現在に残っている。本建物は、「時の鐘」の景観を構成する重要な建物であり、真壁造り町家における時代の変遷を窺う貴重な建物として、伝統的建造物に特定し保存すべきものである。

次に、金大・金大土蔵は、伝統的建造物群保存地区内の一番街通りの南端にある仲町交差点から北へ約100メートル程度進んだ通りの西側に位置し、一番街通りに面して東西に連続した3棟の洋風町家となっており、その3棟の内、西側の建物が当該建物であり、昭和5年に建築されたものである。また、土蔵は洋風町家の西側に附属しており、昭和27年に建築されたものである。当該建物は、過去に質屋や電気屋として店舗兼用住宅として利用されていた。近年は空き家状態であったが、平成25年に現在の所有者である有限会社金大に所有が移ったものである。建物の特徴としては、南面外観が関東大震災後に多く建てられた典型的な「看板建築」であり、昭和初期の近代化及び洋風化の流れを示す建築意匠となっており伝統的建造物群保存地区内の貴重な建物として伝統的建造物に特定し保存すべきものとする。

次に、中市本店は、伝統的建造物群保存地区内の埼玉りそな銀行の向かい側である一番街通りの西側に位置し、間口が四間の木造2階建ての真壁造り町家である。明治35年の埼玉県営業便覧では、「魚商中市落合長吉」と記されており、また、明治34年の川越町勉強商家案内寿語録にも「南町魚商中市」が現在と類似した建物として描かれている。建築年代は、棟札及び墨書による確認はされていないため推定となるが、明治26年の大火の後の明治期に建築されたものではないかと考えられる。明治26年の大火後に、蔵造り町家と共に多く建築された真壁造り町家は、伝統的建造物群保存地区の伝統的建造物群を構成する重要な建築様式であり、その中でもおそらく明治期に建築された当該建物は、貴重な存在であるため、伝統的建造物に特定し保存すべきものである。

なお、本計画の一部変更は公布の日から施行しようとするものである。

委員

真壁造り町家の内容について伺いたい。

都市景観課長

柱が外側から見える構造となっており柱の面内に壁が施されている。特徴としては、出桁造りといって2階のひさしの内側にひさしを支える桁材を化粧として見せ、桁が外側に出ているものが多く見られ、建物の部材が外から見える構造が真壁造り町家である。

委員

真壁造り町家の2階の窓などの部分は防火構造となっているのか。

都市景観課長

開口部自体は防火構造ではないが、北風にあおられて大火になった経緯から、原則として北側には開口部を設けず、外壁を土塗壁とするなどの防火構造としているものがある。

委員

伝統的建造物として特定された建物の改修について伺いたい。

都市景観課長

改修には事前申請による許可が必要となり、伝統的建造物群保存地区における伝統的建造物としての趣旨にあった改修となるよう助言及び指導を行っている。外観や主要構造部に影響を与えない内部のみの改修については許可申請は必要ないものである。

委員

公開に関することであるが、その場に行く伝統的建造物についての情報が得られるようになっているのか。

都市景観課長

伝統的建造物の場所に情報の分かるものは置いていないが、伝統的建造物の位置と簡易な情報が記載されている「伝建地区の町歩きMAP」というパンフレットを今年度作成したところであり、多くの方に活用していただけるよう努めていきたい。

委員

情報の分かるパンフレット等については伝統的建造物の場所に置くなど、その場で情報が得られるような仕組みを作っていただくようお願いしたい。

委員

伝統的建造物を特定するにあたっての基準について伺いたい。

都市景観課長

伝統的建造物群保存地区内の江戸時代から昭和初期にかけての建造物で、蔵造り町家、真壁造り町家、洋風町家、和風住宅及び洋風住宅等の建築様式を主な基準としている。

(全員異議なく原案どおり決定)

日程第4議案第40号 川越市社会教育委員を委嘱することについて

(非公開)

10 その他

- (1) 議事に先立ち委員長から、議案第38号及び議案第40号は人事に関する情報であることからこれらの審議に係る会議を公開しないこととする動議が提出され、全出席委員がこの動議に賛成し、当該審議については非公開として取扱うことに決定した。
- (2) 議案第39号の上程に先立ち、教育長から同議案に関する事務は川越市教育委員会の権限に属する事務の補助執行に関する規則に基づいて、都市計画部長及び都市景観

課長に補助執行させ、川越市行政組織規則において都市景観課の事務として定められていることから、本議案の説明を都市景観課長から行わせたいと発議があり、全委員異議なく賛成し説明は都市景観課長から行われた。

- (3) 会議録署名委員として、原田委員、長井委員が指名された。
- (4) 次回教育委員会は平成26年1月27日（月）午後3時開催に決定した。